

教室掲示

1、2年生 奨学金係からの案内

現在、公益財団法人「交通遺児育英会」より奨学金制度の案内が来ています。

- 概要**
1. 保護者が交通事故で死亡・重度後遺障害となった家庭の生徒が対象
 2. 高校生以上の生徒・学生に貸与
 3. 奨学金は無利息
 4. 奨学金 月額2万円～6万円
 5. 入学一時金貸与制度 20万円～80万円（1年次1回限り）
 6. 返還は最長20年
 7. 入学前の予約申請制度あり
 8. 「海外語学研修」「奨学生の集い」など高校生向け制度あり（本会が費用負担）
 9. 「学生寮」「家賃補助」など大学生・専修生向け制度あり

応募者資格 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含まれます。

- (1) 令和元年度に高等学校または高等専門学校に在学している生徒
- (2) 学力の基準はありません
- (3) 保護者の収入基準（家族数で異なりますが、3人世帯の目安です）
 - ・給与所得者 780万円（源泉徴収票の支払金額）以下
 - ・給与所得者以外 360万円（所得証明書の所得金額）以下
 - ・遺族年金や障害年金は考慮しません
- (4) 著しい後遺障害の程度
 - ・自動車損害賠償保証法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級 または、
 - ・身体障害者福祉法（身体障害者手帳）の第1級から第4級
- (5) 一人の奨学生への貸与期間・貸与総額の上限は9年間・812万円
- (6)
- (7) 高校奨学生としての総貸与期間は全日制で3年間です。
転学や再入学などの場合は、従来の高校での貸与期間の分が短縮されます。
- (8) 補償金等の受取額は選考基準に関係ありません。
- (9) 他の奨学金との併用可

受付期限：令和2年1月17日（金）

奨学金係：一柳（図書室）まで